

平成23年第10回玉名市農業委員会総会議事録

平成23年10月31日(月)午後2時 玉名市福祉センターB会議室
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	寺田 誠一	2番	東 令佐	3番	西川 英文	4番	三原 一男
5番	星野 泉	6番	永田 知博	7番	島村 隆雄	8番	永田 達三
9番	奥村 隆一	12番	本田多美子	13番	丸山 近信	14番	田尻 敏夫
15番	西木 美津子	16番	河野 征史	17番	取本 一則	18番	栗田 稔
19番	田上 一	20番	原口 邦弘	21番	堀本 義寛	22番	小路 修三
24番	吉田 道子	25番	柴原 豊	26番	松下 善伸	27番	杉本 征子
28番	松村 毅一	29番	小澤 一成	30番	中尾 新一	31番	塚本眞由美
32番	田中 正司	33番	岡本 大助	34番	早高 義徳	35番	平野 和昭
36番	藤川 賢一	37番	石本 和成	38番	小田 募		

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである

10番 坂西 孝之 11番 嶋田 清人 23番 木村 勝

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0 名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 永井 正治 次長 西村 則義 主任 宮田 正文 主査 西山 美和
主任 清田 静香 主任 中根 剛

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0 名

議 題

- 第61号 農地の所有権移転許可申請について(3条許可分)
- 第62号 農地の賃貸借権設定許可申請について(3条許可分)
- 第63号 農地の使用貸借権設定許可申請について(3条許可分)
- 第64号 事業計画変更承認申請について(5条許可後)
- 第65号 農地の転用許可申請について(4条許可分)
- 第66号 農地の転用許可申請について(5条許可分)
- 第67号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第 27 号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）

第 28 号 農地の形状変更届について

1. 開 会

○事務局長（永井正治君） 定刻ですので、第10回農業委員会総会を開催します。

現在の出席委員は38名のうち、嶋田委員、木村委員、坂西委員、3名の方から欠席の届け出が出ております。35名の出席でございますので、玉名市農業委員会会議規則第6条の規定により会議は成立しております。

ただいまから平成23年第10回の玉名市農業委員会総会を開催いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（永井正治君） 寺田会長よりご挨拶をいただきまして、引き続き会議規則第4条により議長をお願いし、進行してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○会長（寺田誠一君） 皆さんこんにちは。今日はお忙しいところご参加いただきまして、ありがとうございます。すでに皆さま方も今月に入りまして、稲の収量も全て終わり一段落されたかと思いますが、施設園芸の皆さま方、あるいはまた果樹農家のみかん農家の方々、今からがまた真っ最中でございます。当分の間、また農家の日が続くかと思いますが、お互いに実りの秋でございますので希望を持ちながら一生懸命頑張って事故のないようにやっていただきたいと思います。

それでは、ただいまから議事に入らせていただきますけれども、すでに皆さま方のお手元にあります「TPP交渉への参加反対を求める要請書」というのが配付されているかと思いますが、このことについては、昨日の新聞だったと思いますが、政府が本腰で11月8日に、ようやくこの参加表明をしていく状況じゃなかろうかという記事が載っていたかと思いますが、いずれにしても、そういうふうな機運が盛り上がっている中で10月29日に熊本県のTPP反対を求める決起大会が益城町のグランメッセで行われまして、私と幹部、事務局と3名が参加をいたしまして、反対運動に判を押してまいりました。そういうふうなことで、それぞれの団体といたしましても早急にこの参加に対する反対表明を何らかの形で行うべきだということで、すでに皆さん方にお手元に配付されております「反対を求める要請書」というのが掲げてあります。これに対して目を通していただいたかと思いますが、こういうふうな形で私たち玉名市農業委員会も、この要請文書を各政党の方々への要請書を提出しようと思っておりますけど、いかがなものでしょうか。こういった文面で反対の要請書を提出したいと思います。

出席された代議士は野田さんとか公明党の方々とか民主党の方々、民主党は松野さん。ほとんどの団体の方々が来て反対だということを表明されておりました。だいたい1,500名だそうです。この考え方が将来の農業を考えていく場合、ここで

通していくなれば日本の農業は壊滅的な大打撃を受けるという一つの知識と、逆から見れば、やはり日本の農業というものは兼業農家だから少なくとも農業だけでは飯食われないというならば、企業の門戸を広げながら生活の糧を工業に求めようという動きがあるんじゃないかなという解釈をしました。それぞれの思いが違いますので一応団体としては、そういうことを早く議決をして国に強く要望したほうが良いということでございますので、是非とも皆さん方、この趣旨をご理解いただいて、ここで議決をいただきましたら早速もう、今日の農業委員会の事務局にこれを連絡して各代表者の方に書面で郵送をするという段取りになっておりますので、どうぞよろしくご協力のほどお願いしたいと思います。

よろしゅうございますか。

(はいの声)

○会長（寺田誠一君） 賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

○会長（寺田誠一君） ありがとうございます。それでは、上のほうに掲げている方々に要請書の発送を提出させていただきます。

それでは、議事に入りたいと思います。本日の議案は、議第61号より議第67号までの447件と、報告35件が提案されております。慎重なる審議をよろしくお願いいたします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○会長（寺田誠一君） 本日の議事録署名委員は、堀本委員と小路委員をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（寺田誠一君） それでは、議事に入ります。議第61号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議案の1ページをお願いします。

議第61号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成23年10月31日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、下小田の人で、申請物件が、山部田の田857㎡をいこの子へ贈与するものです。

2番、天水町の申請人で、申請物件が、天水町の畑501㎡、他1筆計1,201㎡を、農業廃止と規模拡大による売買です。

3番、天水町の申請人で、申請物件が、天水町の田1,270㎡、他9筆計18,858㎡を子へ一括贈与するものです。

4番、築地の申請人で、申請物件が、築地の田187㎡、他1筆計728㎡を労力不足と耕作便利による売買です。

以上、4件、21,644㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などにも問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件のすべてを満たしているものと判断しましたので、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次、担当委員からの説明をお願いいたします。1番お願いします。

○14番（田尻敏夫君） 譲渡人は戦後熊本市から下小田の地に帰って生活するようになった際、実家のほうから食う米くらいは自分で作れるようにということで、この農地を頂いておったそうです。でも高齢となり耕作も出来ないのでは実家に戻すというような意味を込めていこのほうへの贈与ということでございました。何の不都合もないものと思いますので、許可相当と判断いたします。

○議長（寺田誠一君） 次、2番。

○35番（平野和昭君） 譲渡人が高齢ということもありまして、農業を廃止するということです。この農地が2筆ありますけれども以前より耕作放棄地のような形になっておりましたところに、受人が自宅が隣接しとるということでこういうことになりました。何の問題もないと思ひまして、許可相当と判断します。

○議長（寺田誠一君） 次、3番。

○32番（田中正司君） これは、親子でございます。子どもへの一括贈与ということでございまして、何も問題ないと思ひます。許可相当です。

○議長（寺田誠一君） 次、4番。

○3番（西川英文君） 譲渡人は夫婦共会社勤めしていられます。農業をしていらっしゃいません。譲渡しを受ける方は高齢ではありますけれども、大型コンバインを持って稲刈りと籾摺り業務を併せてされておりますし、非常に元気でございますので、当分の間は問題ないと思われまます。許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 担当委員の方々から、4件についてそれぞれ説明があられました。この件について、他にご意見、ご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） ご意見がありませんので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案どおり決定することに

異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(寺田誠一君) 異議がないものと認め、議第61号は許可することに決定をいたします。

続きまして、議第62号、農地法第3条農地の賃貸借権設定許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長(永井正治君) 議第62号、農地の賃貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成23年10月31日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、和水町の申請人で、申請物件が、北牟田の田5,750㎡を、農業法人への貸付と新規参入により平成23年10月31日から20年間の契約をするものです。

以上、1件、5,750㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと。下限面積要件も超えていることから、許可要件のすべてを満たしているものと判断しましたので、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(寺田誠一君) ただいま説明が終わりました。受付番号1番について担当委員からのご説明をお願いいたします。

○9番(奥村隆一君) 所在地が北牟田大園となっておりますけど、横島大園ですね。ちょうど、有明中学校から横島のほうに行きまして突き当たり交差点になっております、所在地は。農業法人への貸付ということで、以前から耕作されておりますけれども、許可相当と判断いたします。地元委員として。

○議長(寺田誠一君) ただいま、1番につきまして、地元委員からの説明が終わりました。この件について、他にご質問、ご意見ございませんか。

○12番(本田多美子君) 初めてなのでお聞きしたいんですけど、この方は貸人さんが今度株式会社にされたのでしょうか。それでこういう形に、新規参入でこういう形をとられたのですかね。

○議長(寺田誠一君) 事務局に回答を求めます。

○事務局長(永井正治君) 23年8月にですね、この〇〇農園というのを新設されております。それで、個人の持っておられる農地を今回会社のほうに貸し付けると。和水町のほうでも同じく今日農業委員会がっておりますので、残りの約24万㎡についても、今回和水町農業委員会のほうで貸付人の提案があったということです。よろしいでしょうか。

- 議長（寺田誠一君） 他にございませんか。
- 35番（平野和昭君） これは、法人になるでしょう。そのときはその時点で名義は法人名でしょうかね。
- 9番（奥村隆一君） これは、先代の、申請人の親父が購入しとんなはつとですよ。平成8年に、そうでしょう、事務局。今度この契約をされた状態でわかったんですよ。
- 事務局（永井正治君） 今の質問は会社を設立時に一緒に農地を移動させてもよかったですんじゃないかということですか。
- 35番（平野和昭君） 移動させてもよかったというか、そのときにせなんとじゃないかなと思う。そのとき大概法人名にする、それが〇〇農園となって法人にする時点で。
- 事務局（永井正治君） 別に時期は必ずしもその時期にせんといかんということはないと思いますが。
- 35番（平野和昭君） わかりました。
- 17番（取本一則君） これは、個人が法人にされた時申請しわすれだったのでしょいか。一つだけ、これを。
- 事務局（永井正治君） 残っていたのではなくて、今回新たに個人の所有地を全部、株式会社〇〇農園のほうに貸し付けると。
- 17番（取本一則君） では、〇〇農園は23年に法人化されるというたでしょう。法人化された時は面積はゼロで5年間、今回、個人所有分を全部こっちに移動させるわけ。
- 事務局（永井正治君） 農業法人の24万5,614㎡のうちの、5,750㎡を玉名市関連分として今回貸付をすると、残りの23万9,000については、和水町で今日同じく農業委員会があつてますので、そちらのほうで提案するようになっています。
- 議長（寺田誠一君） 他にございませんか。
- 27番（杉本征子君） 小作料についてお尋ねしますが、ここには小作料は固定資産税相当額とありますが、金額を幾らと入れなくても小作料はいいのでしょうか。その額を提示せんでいいのかなと、額面を出さんでよかつかなと。
- 事務局次長（西村則義君） 金額の件ですけど、小作料に関しては、米の60キロ相当額とか入れますので、これでも不都合ないかと思えますけど。
- 議長（寺田誠一君） ただいまご説明がありましたようなことで、ご理解いただけますか。
- 17番（取本一則君） 貸し借りの場合は、税務署はこういう貸し借りの場合は何も

調査しないとですか。同じ個人で、片一方の肩書きが法人のAさんと個人のAさんでしょう。同じ人の間で土地が貸し借りになるわけたいね。そういう場合、税務署あたりは、貸し借りについては何もなかつですか、不都合は。

○事務局次長（西村則義君） 税法上の不都合についてはわかりませんが、農地法上は不都合ないものということで提案しています。

○17番（取本一則君） あとは税務署が考えられると。

○事務局（西村則義君） そういうことです。

○35番（平野和明君） 論理的に構わんなら、貸し借りだけ、会社の社長が経費として出すわけだから、固定資産相当額を。片一方としては、今度は収入として上げるとだから。土地集積ですたいな。

○事務局長（永井正治君） この農地は個人所有か借り農地かということですが、申請書の中ではそこは借り農地ということになっております。

○17番（取本一則君） 個人の人を法人とするだけで何かメリットがあるとよな、これは。だから、今度しとらすとよな。24町を自分で、個人から貸し借りでしていたのを法人にして貸し借りのあれを変えらしたということは何かメリットがあるわけですね。

○事務局次長（西村則義君） 何かメリットはあるだろうとは思いますが、そのメリットまでは聞いておりません。

○議長（寺田誠一君） 皆さん、議論が出ましたけど、この件に関しまして、他にご意見がなければ採決をしたいと思っておりますけど、よろしゅうございますか。

（はいの声）

○議長（寺田誠一君） 農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第62号は許可することに決定いたしました。

続きまして、議第63号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第63号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成23年10月31日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、横島町の申請人で、申請物件が、横島町の畑137㎡、他1筆計246㎡を、相続により取得したものの農業者年金受給のため、平成23年11月1日から20年間契約をするものです。

2番、安楽寺と熊本市の申請人で、申請物件が、田崎の畑1,167㎡、他7筆計5,500㎡を農業者年金受給に伴う後継者への再処分、平成23年11月1日から10年間契約するものです。

3番、大浜町の申請人で、申請物件が、大浜町の田4,474㎡、他7筆計1万6,864㎡を、農業者年金受給に伴う経営移譲で、平成23年11月1日から10年間契約をするものです。

4番、大浜町と山田の申請人で、申請物件が、大浜町の畑556㎡、他9筆計1万1,181㎡を、農業者年金受給に伴う再設定で、平成24年1月1日から10年間契約をするものです。

5番、大浜町の申請人で、申請物件が、大浜町の田873㎡、他6筆計1万5,296㎡を、農業者年金受給に伴う再設定で、平成23年11月1日から10年間契約をするものです。

以上、5件、4万9,087㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後、すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関連などを見ても問題ないこと。下限面積要件も超えていることから、許可要件のすべてを満たしているものと判断しましたのでご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次、担当委員の説明をお願いいたします。

○26番（松下善伸君） 1番の貸人、借人は親子であり、農業者年金受給のためであり、許可相当と判断いたします。

○議長（寺田誠一君） 次、2番。

○13番（丸山近信君） 貸人、借人とも親子関係で、農業者年金受給のための再申請で、許可相当と判断します。

○議長（寺田誠一君） 3番、4番、5番は大浜の関係でございます。

○6番（永田知博君） 3番についてご説明いたします。親子であり長男で、現在は会社勤めでありますけれども、親もまだ若く将来はちゃんと長男として後継するもので農業者年金受給のための経営移譲で何の問題もないと判断いたしました。

○8番（永田達三君） 4番は貸人、借人とも親子でありまして、農業者年金受給のための再設定ですので許可相当と判断します。

○議長（寺田誠一君） 次、5番。

○7番（島村隆雄君） 貸人、借人、親子であり、農業者年金の再設定ということで、許可相当と判断いたします。

○議長（寺田誠一君） ただいま、説明が終わりました。他に、このことにつきまして、

ご意見、ご質問ございませんか。

○32番（田中正司君） 3番の永田さんですが、勤めになってるけれども、この人の場合の年金とか何とかの、勤めなさっている部分の年金と、勤めないところの年金との違いは、どうなっていますか。どのくらいの差があるか、掛ける年金額は、後継者で。

○事務局長（永井正治君） 親父さんが農業で農業者年金を受給されますよね、子どもさんが会社員ということは、会社の厚生年金です。

○32番（田中正司君） 農業者年金の受給額は違うのだろうか。

○事務局長（永井正治君） 年金については、個人で掛けている年数や金額がちがうので、一概にどう違うというのは答えにくいですが、農業はつがずに後継者に経営移譲しないということになるならば、老齢年金となって基本額のみになります。また、具体例については何パターンか例を挙げて次回表を配付するようにしたいと思います。

○32番（田中正司君） わかりました。

○議長（寺田誠一君） はい、どうぞ。

○35番（平野和昭君） 2番ですけど、後継者への再処分とありますけど、これは。

○13番（丸山近信君） 後継者が東京に転勤になっていたのです。ということで、その間農業ができなかったということで、今度帰ってきてから、また再設定を行った。

○35番（平野和昭君） わかりました。

○議長（寺田誠一君） それでは、先ほどご質問が出ました件につきましては、後ほど確認をしまして、この会議中にご説明するというので、この件について他にご意見、ございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） 他に、ご意見がないようでございますので、採決に移ります。農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第63号は許可することに決定をいたしました。

次に、議第64号、農地の転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第64号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定により許可があった下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。平成23年10月31日提出、玉名市農業

委員会会長、寺田誠一。

1番、申請物件が、岱明町の宅地、登記簿上は田になっております。480㎡で、昭和58年6月に個人住宅として転用許可済の物件で、許可後、所有権移転は済まされましたが、資金面での不安により、建設を中止され、今回の申請者により貸資材置き場及び駐車場として計画を変更されるものです。

2番、申請物件が、築地の介在畑、113㎡、他1筆計492㎡で、平成10年3月に個人住宅として転用許可済の物件で、許可後、所有権移転は済まされましたけれども、資金面での不安により、建設を中止され、今回の申請者により計画を変更されるものです。

以上です。

○議長（寺田誠一君） 説明が終わりました。受付番号1番より、現地担当委員からの説明をお願いいたします。

○18番（栗田 稔君） 今、事務局より説明されたとおりでございます。58年の分筆で現状は購入者本人の事務所住宅と接地のため、今回増設資材置き場として駐車場を含めて使用するという事で購入されたと、特別問題はないと考えます。また、本人がですね、草刈りとか手入れのほうは購入者本人のほうがやっておられましたので特別問題ないと思われまます。許可相当と判断します。

○議長（寺田誠一君） 次、2番お願いします。

○3番（西川英文君） これは、親子の関係で、先ほど説明がありましたように平成10年に購入され許可済みの物件ですけれども、ここに書いてある通り資金難で出来なかったということです。後で、9ページで息子さんの転用につきまして詳しく説明いたします。以上です。

○議長（寺田誠一君） 説明が終わりました。他に、この2件につきまして、ご質問、ご意見ございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） 他に、ご意見、ご質問がないようでございますので、採決に移ります。農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第64号は許可相当と意見決定することに決しました。

次に、議第65号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第65号、農地の転用許可申請について。農地法第4条

第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成23年10月31日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、申請物件が、月田の田1,556㎡で植林です。農地区分は、中山間地域に存在する農地で、第2種農地と判断しております。

2番、申請物件が、横島町の田300㎡で、転用目的が、個人住宅です。農地区分は、住宅の連担する地域に近接する区域内に存在する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

以上、2件、1,856㎡をご提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準、すべての項目ごとに適合するか否か審査いたしました結果、いずれも不都合がないものと判断し、ご提案いたしております。地元農業委員さん同道の上、現地調査を行っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） 説明が終わりました。受付番号1番より、順次、説明をお願いいたしますけど、1番につきましては、始末書が添付されておりますので、事務局からの始末書の朗読を先にした後に、ご説明をお願いします。

○事務局（宮田正文君） — 1番の案件について始末書朗読 —

○議長（寺田誠一君） それでは、担当委員からの説明をお願いいたします。

○16番（河野征史君） 今、事務局から言われたとおりでございまして、非常に山奥の谷間の田んぼでありまして、77歳くらいの時に契約栽培というような形でクヌギを植わされたわけです。それが、中国産がたくさん入ってきて、その人がもう中国産を利用して日本のクヌギを使用しなくなりましたので、そろそろもう20年からなりまして相当大きくなっております。若い時、72～73歳までは耕作されておりました。その後年齢的に耕作ができなくなりましたので、クヌギを植わされたわけです。後は、事務局の説明通りでございまして。何も問題はございません。

○議長（寺田誠一君） 次、2番。

○25番（柴原 豊君） 申請者は現在の住居の老朽化で台風、地震等での倒壊の恐れがあることと思ひ、将来的に夫婦の老後を考えて住居をバリアフリー等々にするため現住所のすぐ近くにある自己所有地に個人住宅を建設するものです。給水については今住んでいる住居の井戸を利用し、生活雑排水汚水については集落排水に接続します。雨水については、雨水枡を設置し南側の排水路に流します。造成については、周囲をコンクリート擁壁で囲むため土砂の流出の心配はありません。近くの農地への日照、耕作の影響については隣接する農地が所有者自身の水田でありますので、心配はありません。現地を見ましたが、許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 担当委員の説明が終わりました。この2件につきまして、それぞれご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（寺田誠一君） 他にご意見、ご質問ないようでございますので、採決に移ります。

農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第65号は許可相当と意見決定することに決定いたしました。

続きまして、議第66号、農地法第5条農地の転用許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第66号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成23年10月31日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、これは先ほどの議第64号の1番との関連で、申請物件が、岱明町の宅地480㎡で、転用目的が貸建設資材置き場及び駐車場です。農地区分は概ね10ha以上の一団の農地内にある農地で、第1種農地と判断しております。

2番、申請物件が天水町の畑83㎡で、転用目的が宅地拡張です。農地区分は、住宅の連担する区域に建設する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

3番、申請物件が、玉名の畑359㎡で、転用目的が貸家です。農地区分は、住宅の連担する区域に建設する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

4番、これも議第64号の2番との関連です。親子間での使用貸借で申請物件が、築地の介在畑113㎡、他1筆計492㎡で、転用目的が、個人住宅です。農地区分は、住宅の連担する区域に建設する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

5番、申請物件が、岱明町の田330㎡で、転用目的が、個人住宅です。農地区分は、住宅の連担する区域に隣接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

6番、親子間での使用貸借で申請物件が、大浜町の田377㎡で、転用目的が、農業用倉庫及び車庫です。農地区分は概ね10ha以上の一団の農地内にある農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は、原則不許可でございますけれども申請にかかる土地の周辺地域において、居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続しているとされるものということで例外的に許可可能であります。

7番、申請物件が、岱明町の畑513㎡、他1筆計1,256㎡で、転用目的が、定員29名の貸住居型有料老人ホームです。農地区分は、上下水道管が埋設された道路沿い、かつ岱明中学校から約380m、内科医院より約500mに所在する農地で、第3種農地と判断しております。

以上、7件、3,377㎡をご提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準、すべての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたので、ご提案申し上げております。地元委員さん同道の上、現地調査を行っておりますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長（寺田誠一君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次、担当委員の説明をお願いいたします。

○18番（栗田 稔君） 1番の件で、説明いたします。先の64号の1の関連で、碎石の施設兼用で建設資材と従業員の駐車場としての使用目的であり、特別問題はないと判断しました。また、大型資材っていうのはまずないということも確認しておりますので、許可相当と判断します。

○議長（寺田誠一君） はい、次2番。

○33番（岡本大助君） 申請物件は、住居の老朽化に伴いまして耐震の整備のため、合併浄化槽を設置したいということです。住宅と小屋の奥のほうに畑という区域がありまして、83㎡ですけれども。ここは、土手が3mちょっとありまして、何回も土手がくずれております。そういうようなことで、家のほうにまたくずれるといけないということで、ここは石垣をついて合併浄化槽を設置したいということでの申し出でございます。雨水は排水路、生活雑排水また汚水は合併浄化槽により、南側の排水路へ流すということでございます。被害防止ということでございますが、住宅と小屋の裏のほうですから、裏は全部畑になっているような関係で、他に迷惑をかけるようなところではございませんので、許可相当と判断しました。

以上です。

○議長（寺田誠一君） 次、3番。

○15番（西木美津子君） 申請人の弟さんが、住所が県道の拡張に伴い移転することになりましたので、申請人の住まいの北側に申請しました。立ち退き料は出ているが家のみが本人の名義です。土地については前の人の名義だったため家を建てる資金も足らず75歳という年齢でローンも組めないためです。兄である申請人が家を建てて弟さんに貸すことになりました。給配水計画は市の水道利用です。生活雑水と汚水は合併浄化槽を設置。被害防除は隣地の住宅と十分間隔をあげ日照、通風影響のないように十分注意するようにします。調査の結果、許可相当と判断いたしました。

以上です。

○議長（寺田誠一君） 次、4番。

○3番（西川英文君） これは、先ほど言いました64号の2と関連しております。貸人と借人は親子の関係です。現在地は、転用される場所は西側が道路に面しております。南側は住宅地です。東側と北側が地目は農地になっておりますけれども、現在は耕作放棄地です。上下水道は通っておりませんので、敷地内にボーリングをして生活用水の確保。それから、合併浄化槽を設置して生活雑排水なり汚水を処理して道路側の側溝に流すということで、周辺には何ら問題なく影響もないと思っております。許可相当と判断いたしました。

以上です。

○議長（寺田誠一君） 次、5番。

○18番（栗田 稔君） 事務局説明の通りでございます。譲受人は現在一戸建て住宅の借家住まいということ。それから、今回個人住宅を建築、西側に駐車場ということで立地条件は、南側に市道と接道しているということです。非常にいいところだと考えます。雑排水、汚水は公共下水道。雨水は側溝へ流すということで、周辺農地への日照、通風等の影響はないと考えます。許可相当とします。

○議長（寺田誠一君） 次6番でございますけど、この件につきましては始末書が添付されておりますので、始末書の朗読を事務局からした後に、地元委員からのご説明をお願いしたいと思います。

○事務局（宮田正文君） — 6番の案件について始末書朗読 —

○議長（寺田誠一君） それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

○7番（島村隆雄君） 貸人、借人は親子関係であり、目的が農業用倉庫ということで、申請地の前も横も申請人の土地でありますので、何ら問題なく、許可相当と判断いたします。

○議長（寺田誠一君） 次、7番。

○21番（堀本義寛君） 事務局の説明の通りですが、上下水道が埋設されていて道路沿いであり転用面積が合計1,256㎡、うち施設が560㎡で駐車場が378㎡ということです。譲受人が会社員と書いてありますけれども、同じグループのホームを役員をして、されているという形になっております。現在申請人は2つの介護施設を提供しており、殆どの介護施設を自分の名義にされて自分の会社に貸し付けるという方式をとっております。入所予定は29名で、駐車場が19台分ということでした。雑排水はもちろん公共下水道がありますし、雨水は雨水枡を設置して側溝へ流すということでした。周囲の農地への心配もなく、現地調査の結果、許可相当と判断しました。

- 議長（寺田誠一君） ただいま、1番から7番まで、地元委員の説明が終わりました。
この件につきまして、他に、ご意見ご質問ございませんか。
はい、どうぞ。
- 35番（平野和昭君） 介在畑とはどういう意味ですか。
- 事務局長（永井正治君） 元々畑だった土地を、4条、5条で転用許可を受けてあるけれども登記地目を変えずに課税について宅地並課税をとっている所を介在畑と表現しています。元々転用はしてあるけれども、登記はしてないと。地目変更はしてない場合は課税地を介在畑という扱いで宅地並みの課税をするという形で介在畑という表現をしています。
- 議長（寺田誠一君） 他に、ご意見ご質問ございませんか。
(はいの声)
- 議長（寺田誠一君） それでは、ないようですので、採決に移ります。
農用法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員 挙手)
- 議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第66号は許可相当と意見決定することに決定いたしました。
引き続きまして、議第67号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
すみません。説明を求める前に、先ほどご質問が出ておりました年金の件について担当者が見えましたので、これから先に回答した後、この議題といたします。
よろしゅうございますか。それでは、どうぞ。
- 32番（田中正司君） 老齢年金で、後継者が勤めてもらう年金と、後継者が農業をして農業年金をもらうのとの金額的な違いは、どれくらいありますか。
- 事務局（西山美和君） 個人によって納付済期間が違いますので、その人によって受給金額は違います。
- 17番（取本一則君） 年金をもらうために農業をしようなはるでしょう。子どもさんが専業農家で後継いでもらう年金と、後継者がサラリーマンで勤めながら移讓年金を受ける人との違いは、年金をもらう金額が違うとじゃなからうかと。
- 32番（田中正司君） それと、今は後継者は、小作契約を結ばなくてもいい体制もかなりあるとじゃないですか。後継者で再契約で今まではずっと結びよったたい。
- 事務局（西山美和君） 小作契約を結ぶということは、経営移讓するということに結ばれていたんですね。後継者で経営移讓をしないという方であれば、農業者老齢年金を65歳から受給して下さいねということです。

- 事務局長（永井正治君） 年金額の質問ですけど、次回までにですね、うちのほうでパターンを設定して、試算してから皆さんに報告したほうがいいのかなと思いますので、表を作って皆さんにわかるように説明したいと思います。なかなか言葉で今表現することは難しいようでございますので、よろしいでしょうか。
- 17番（取本一則君） 今、ここに3条の農業者年金受給による移譲で年金受給される。普通一般的には、会社に勤めようが何しようが経営移譲年金として後継者に譲る形でもらえるわけですね。会社勤めよったっちゃ、何十日以上、子どもが、すればオーケーなんだから。会社辞めたから百姓せにやもらわれんじやなかわけです。経営移譲しなければ老齢年金しかもらえないですよという。だけど普通は一般的には子どもがサラリーマンだろうがなんだろうが、経営移譲しよんなるわけです。子どもが百姓で来よるわけです、がまだしに。一般的には経営移譲してもらいよんなるわけですね。
- 15番（西木美津子君） それは今の年金でしょうか。前の年金でしょうか。今は前の年金で話しよるとですが。
- 事務局（西山美和君） 新制度でも経営継承というのがあるんですけども、ここで説明しているのは経営移譲年金です。
- 17番（取本一則君） 後継者が農業年金を掛けてもよかですよ。
- 15番（西木美津子君） そういふのがあるんですね。そこをやはり聞きたかですな。
- 27番（杉本征子君） 基本額か、加算年金かということですけど、加算がついた場合は基本額に対して何パーセントもらえますかということですね。今度表にあらわして。
- 議長（寺田誠一君） それでは、今案が出ましたように、次回に資料を整理して、皆さん方に報告したいと思います。続いて、議第67号に入ります。事務局の説明を求めます。
- 事務局長（永井正治君） 議第67号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、平成23年農用地利用集積計画（案）による利用権の設定等について次のとおり意見決定するものとする。平成23年10月31日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。
- 別紙、農用地利用集積計画（案）のとおり、玉名市より意見を求められております。14ページから54ページまでの426件の集積です。このうち、野口牟田地区の再設定に伴うというのが341件ありまして、総数の426件となっております。野口牟田地区につきましてはご存知の方もおられるかと思いますが、前のほうに玉名市の管内図を貼っておりますけど、ピンク色に塗ってあるところが野口牟田地区でございます。

所有権移転が2件の2,982㎡、利用権設定が354件の48,227㎡、利用権全体が70件の1,023,124㎡で合計426件の1,074,333㎡の集積でございます。

(事務局より別紙調査書を個々に説明)

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えご提案申し上げております。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(寺田誠一君) 事務局から説明が終わりました。今回は、約500件余りの結審が出てきている。その中の大部分がここで説明があったようなことのようにございます。この件について、ご意見、質問ございませんか。

○21番(松村毅一君) 17番から354番まで、この中で339件がその殆どが岱明町と滑石地区の人ようで、報告27番とも関連しておりますが、農地の転貸を見ても、殆どの人の圃場が全般となって貸し付けてありますが、これは非常に効率の良い貸し方と思うわけですが、この地区におきましてはこのような取り組みをいつからされておられますか、お尋ねをしたいと思います。

○事務局次長(西村則義君) ここは、圃場整備をされた後、その後ずっとこんなふうな取り組みをされております。圃場整備をされる前は、その谷をぐるっと回って行かないような所だったんですけど、圃場整備をされた後にずっとこの要領でされているということです。

○21番(松村毅一君) それは組合とか何とかをつくってからしよんなはるわけではなかつですか。農地委員会とかをつくって。

○事務局長(永井正治君) ここは野口営農組合を作っておられます。

○21番(松村毅一君) 組合を作るとんなはるですか。

○事務局次長(西村則義君) そうです。以前、19年にそのように集荷するものを作っておられますけど、野口営農組合です。

○21番(松村毅一君) 滑石のほうはそう聞いたんですが。

○事務局次長(西村則義君) 滑石のほうは、今でも少しずつ入るとですよ。それで、境川から岱明までは全部この方法でやってあるということです。

○21番(松村毅一君) 小作料もよそよりかちっとばかり高かごたるですな。

○事務局次長(西村則義君) 前回、できる前は、小作料は問題ないそうでした。今度は役員さんが話し合われてこの金額になっておるようです。

○17番(取本一則君) この圃場整備は、当時は21世紀事業の圃場整備というて、国の補助金のいいやつをもらってしているんです。そういう集団のをすれば幾らということ、営農組合の負担金です。そういうことで大型機械を購入したりいろいろ

ろしたんです。それで、大分金は結構来とるとですよ、ここには。その積立金というのが結構あると思います。そこでもう貸し借りは、会社であなたは幾ら、これは幾らとしよらすわけたい。

○議長（寺田誠一君） よろしいでしょうか。他にご意見ございませんか。

（はいの声）

○議長（寺田誠一君） この件について、他にご質問、ご意見ないようでございますので、採決に移ります。

農用地利用集積計画決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第67号は意見決定することに決定いたしました。

-----○-----

5. 報 告

○議長（寺田誠一君） 引き続きまして、報告27号より28号まで事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 報告第27号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定により合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成23年10月31日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

今回は34件の解約通知書を受理しております。

引き続きまして、64ページをお願いします。報告第28号、農地の形状変更届けについて。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成23年10月31日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。今回は1件の届出を受理しております。整備がなく水田としての利用が出来ないため60cm程度盛土して、畑にするものです。

以上、報告を終わります。

○議長（寺田誠一君） この件について、他にご質問、ご意見ございませんね。

-----○-----

6. 閉 会

○議長（寺田誠一君） 質問がないようですので、本日予定しておりました議案審議と報告を終わります。

慎重なるご審議、まことにありがとうございました。

これもちまして、農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後 3 時 0 8 分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成23年10月31日

玉名市農業委員会会長

寺田 誠一

農 業 委 員

堀本 義寛

農 業 委 員

小路 修三